苫小牧市国保に加入中の被用者の方へ

新型コロナウイルス感染症に
感染又は感染が疑われる方が
療養のため仕事を休んだ場合
傷病手当金を
受けとれる可能性があります

手当金を受けるには

以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください

1. 新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われ、療養のために仕事ができない
   医療機関や事業主の証明が必要です。

2. 仕事を4日以上休んでいる
   最初に仕事を休んだ日から数えて、4日目以降の仕事を休んだ日から支給対象となります。

3. 休んだ期間について、給与等がもらえない
   会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数

傷病手当金を申請するには

①「国民健康保険傷病手当金支給申請書（4種類）」をご用意ください

●世帯主記入用

手当金は、世帯主の方の口座に支給されます。世帯主以外の方の口座を指定する場合は、
世帯主の委任が必要です。

●被保険者（国保に加入しているご本人）記入用

医療機関を受診していない場合は、こちらの申請書に事業主の証明が必要です。

●事業主記入用

直近3カ月間において複数の事業所に勤務していた方が、各就労ごとに申請する場合は、
各事業主の申請書が必要です。

●医療機関記入用

医療機関を受診していない場合は、不要です。
医療機関記入用の代わりに、保健所が発行する証明書等でも申請できます。

② 保険年金課へ申請してください

③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は、支給額・振り込み日が記載された通知書が届きますので、
内容を確認してください。

Ｑ．仕事を休んだその日から支給の対象となるの？
Ａ．「最初に仕事を休んだ日（もともと休みの場合は除く）」から数えて、
「４日目以降の仕事を休んだ日」から支給対象となります。
※２日目、３日目がもともと休みだった場合でも、日数の数え方に
影響はありません。

Ｑ．対象となる期間は？
Ａ．令和２年１月１日～令和５年５月７日までの間に新型
コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、
新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が対象です。

Ｑ．申請書はどこでもらえるの？
Ａ．下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
窓口のほか、郵送でのお渡しも可能です。

お問い合わせ先

苫小牧市市民生活部保険年金課
0144-32-6428（直通）